

令和元年度第一回松戸市入札監視委員会 議事録

1. 日時 令和元年7月10日（水曜日） 午前9時30分から午前11時30分
2. 場所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
3. 出席者 <委員> 本多委員長・西山副委員長・村山委員
<事務局> 宮間財務部長・石井契約課長
<審議案件担当課> 下水道整備課・河川清流課・公園緑地課・クリーンセンター・建設総務課

4. 傍聴人 0人

5. 議題

- 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
- 2 本年度契約事務手続き方針について
- 3 入札及び契約の手の運用状況報告
- 4 指名停止の運用状況報告
- 5 前年度委員会における指摘事項に関する対応報告
- 6 抽出事案審議

6. 議事の概要

(1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員に村山委員を選出した。

(2) 委員会の傍聴について

委員会の承認により、傍聴人のある場合は傍聴を認める。

(3) 本年度契約事務手続き方針について

発言者	発言内容
本多委員長	議題2の本年度契約事務手続き方針についてを議題とします 事務局より説明をお願いいたします。
契約課長	(本年度契約事務手続き方針について資料を基に説明)
本多委員長	ただいまの報告について、何かご質問はございますか。
西山委員	1ページ目の低入札価格調査制度対象事業の変更ということで、設計金額が2,000万円から5,000万円と上げましたけれども、上げるきっかけとなったこととか、例えば、余りにも調査対象物件が多くなってしまったので金額を上げたとか、そういった経緯はどういったものだったのでしょうか。
契約課長	低入札価格調査制度につきましては、昨年度30件ちょっとの該当

	<p>事業がございました。ただ、そのうちほとんどのものが調査報告書の提出がなく、辞退となっていること、低入札調査価格制度で対象事業となっただけで契約締結までに事務手続上2週間以上かかること、事務の効率性、契約案件の適正な履行期間の確保等を鑑みまして、対象事業の案件につきまして、2,000万円から5,000万円まで引き上げをさせていただいたところがございます。</p> <p>なお、これに伴いまして、従前2,000万円未満だったものを5,000万円未満に最低制限価格制度の対象範囲を広げさせていただいております。</p> <p>では、私のほうから質問させていただきます。</p> <p>今のお話で、冒頭のところには、趣旨として、ダンピング受注の排除ですとか、過度な競争の防止とか、いろいろ書いてあるとともに、入札参加者の負担軽減を図るためというのが書いてあるんですけども、前半に書いてあるのと、入札参加者の負担軽減を図るためというのは、ある意味相反するといえますか、そういう側面があるかと思うんですけども、低入札価格調査制度対象事業の変更で、負担の軽減を図るための改正ということになりますよね。</p>
本多委員長	<p>一部負担軽減という側面もございます。</p>
契約課長	<p>一部といいますのは。</p>
本多委員長	<p>調査基準価格に該当した場合、まず、対象事業者のほうは、入札案件に対しまして、契約をしたい旨の手続をするか否かという新たな事務が発生いたします。また、市のほうにも発生いたします。そういうところで、まず事務の負担の軽減というのをさせていただいております。</p>
契約課長	<p>あと、ダンピング防止というところにつきましては、従前どおり、この制度と最低制限価格制度を設けることによりまして、不当な粗暴工事を誘発するような安い金額での入札を防止するという意味等はそのまま継続して担保していきたいというところで、改正をさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>そうしますと、趣旨としては、ダンピング受注の排除等の従前の趣旨を保ちつつ、入札参加者の負担軽減を図るというバランスをとったということになりますか。</p>
契約課長	<p>はい。</p>

本多委員長	2,000万円から5,000万円という金額の設定というのは、どうして5,000万円という金額になったのでしょうか。
契約課長	5,000万円につきましては、松戸市で5,000万円以上の工事を発注する場合には、事前に副市長を委員長といたします審査会に諮る必要があります。その基準価格に今回あわせていただいたというところがございます。
本多委員長	わかりました。 それから、引き続き質問させていただきたいんですけれども、まず1つずつ、(1)の(ウ)のところ、この変更をした理由というのはどういうことになるんですか。
契約課長	対象工事契約条件の付加でございますが、低入札価格制度により、契約をした場合、金額自体がすごい低い金額で入札がなされているということになります。そうした場合に、工事現場の工事の品質、安全性、などを担保する必要が市としては出てまいります。 簡単に申し上げますと、工事の施工ミスとか、粗暴工事を招きやすくなるというところがございますので、品質確保、安全性の確保、その点を考えまして、専任でそれぞれつけていただくことによりまして、工事の品質、安全性の確保を図りたいということで、この条件を付加させていただきました。
本多委員長	わかりました。ありがとうございます。 それから、引き続きになって申しわけないんですけれども、3番も同じような趣旨なんのでしょうか。
契約課長	こちらにつきましては、低入札によらない通常の場合でございます。
本多委員長	兼任を認める工事の件数は従前よりも広がったということですか。
契約課長	広がってはおりません。
本多委員長	わかりました。 それから、5番と6番の試行というのは、どういった意味なんのでしょうか。
契約課長	市のほうで制度の改正に当たりまして、その制度を実施したことによります課題、検討しなければいけない事項、そういうのが実施後見えてくる場合もございます。そのようなときに、混乱を来すと

	<p>その制度自体の運用が立ちいかなくなる場合も考えられます。試行という中で、市のほうで想定している基準に該当するうち、何件かピックアップいたしまして、執行してみようと。その中で課題、修正しなければいけない点を洗い出しまして、制度の本格的な実施に向けて準備をするということでございます。</p> <p>通常の入札は電子入札で執行していますが、技術資料の提出につきましては、今までペーパーで提出していましたが、同時提出型では電子になります。そうすると文字化け、データがきちんと送れているかどうかなど、問題が発生してくることが考えられます。</p> <p>また、入札執行におきましても、同時に出しますので、サーバーの運用、事務的な流れの変更などが生じるので、試行させていただきまして、本格実施に向けての課題の抽出、修正等があった場合の対応ということを考えております。</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかに何か質問はございますか。</p> <p>(1) 番の(ア)は、負担軽減を目的とした改正とのことですが、改正により昨年度30件だった対象件数は何件程度になるのでしょうか。</p> <p>今年は今のところ1件程度でございます。</p> <p>ほかに何かご質問はございますか。</p> <p>なければ、次に、議題3の入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
本多委員長	
村山委員	
契約課長	
本多委員長	

(4) 入札及び契約の手続の運用状況報告

発言者	発言内容
契約課長 本多委員長	<p>(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>ただいまの報告について、何か質問はございますか。</p> <p>低入札価格調査の案件は、抽出事案となっておりますので、また後ほど説明をお願いいたします。</p>
契約課長	<p>詳しい内容につきましては、そのようにお願いできればと思います。</p>
西山委員	<p>ちょっとこれはお願いという形なんですけど、総括表をつくって</p>

<p>契約課長</p> <p>西山委員</p> <p>本多委員長</p>	<p>ただいているんですけども、前年度同じ期間がどうなっているかというのと、あと、平均落札率の記載もしていたけると比較がしやすいので、お願いしたいと思って。</p> <p>次回からでよろしいでしょうか。</p> <p>結構です。</p> <p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>なければ、次の指名停止の運用状況報告を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
--------------------------------------	--

(5) 指名停止の運用状況報告

発言者	発言内容
<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p> <p>村山委員</p>	<p>(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明)</p> <p>ただいまの報告について何か質問はございますか。</p> <p>上4件の指名停止が同じく30年10月5日ですけれども、この指名停止を決めるタイミングであるとか、どういうふうな手順で決めるとか、その辺を教えていただきたいんですが。</p>
<p>契約課長</p>	<p>指名停止につきましては、法令違反、工事事故、安全管理の不適切による工事事故等、そういう事案が発生した段階で、指名停止に該当するかどうかという検討をします。具体的な手続につきましては、まず、内部の審査会に諮った上で指名停止をかけさせていただいております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何かご質問はありますか。</p> <p>なければ、次の議題5、前年度委員会における指摘事項に関する対応報告を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

(6) 前年度委員会における指摘事項に関する対応報告

発言者	発言内容
<p>契約課長</p>	<p>前回の委員会におきまして、2案件意見をいただいております。それにつきまして、対応をご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>まず1件目、建設部下水道整備課発注の合流式下水道雨天時放流水質検査業務委託です。</p> <p>意見の内容でございますが、入札参加業者が2社であり、前回も</p>

同じ2社の入札であったことから、発注方法について考えてはどうかという意見でございます。

この案件につきまして、担当課が検討しました。一般競争入札で実施していましたが、一般競争入札で実施することについては問題がないと考えております。ただ、入札参加の条件につきまして、拡大を図り、より多くの入札参加者の参加を促すような形で改善をしていきたいというところで、ご報告をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、入札参加の登録部門、従前は、1部門でありましたが、それをもう1部門ふやしまして、どちらかの部門に登録をしていけばいいという形で改めさせていただきました。

具体的に申し上げますと、従前はコンサルタントの下水道部門1部門だけだったものを、それに加えて環境調査に関する部門を追加させていただきまして、どちらかの部門に登録してあればいいという形で改善を図っています。

もう1点、技術者についてですが、従前、管理技術者、照査技術者につきましては、技術士、またはR C C Mで下水道部門の資格を有する者という条件をつけさせていただいておりましたが、技術者のこのような保有資格に関しては指定をしないという形で改めをさせていただいております。

次に、実績の要件ですが、従前につきましては、過去10年以内に完了した国・地方公共団体等が発注した同様の業務の履行実績を有することとさせていただいておりました。これにつきましては、過去10年間という期間につきまして、指定はしないという形で改めをさせていただいております。

以上が1件目の案件の改善点でございます。

2件目でございますが、松戸市営幸田第二住宅給排水管改修その他工事に伴う設計委託でございます。担当課につきましては、まちづくり部建築保全課です。

いただいたご意見についてですが、入札経過を見ると、入札金額にかなりばらつきが見られ、2回目の入札においても予定価格に達せず不調となり、随意契約となっている。見積りにより契約した業者についても厳しい金額であったように見えるが、積算について見直

<p>本多委員長 村山委員 契約課長 本多委員長</p>	<p>しを検討してはいかがかというご意見を頂戴しているところでございます。</p> <p>これにつきましても、検討をしました。</p> <p>本案件の積算につきましては、『官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定』という国土交通省監修に準拠しております。</p> <p>以上のことから、積算につきましては問題がないのではないかと考えております。また、近隣市におきましても同様に、国の基準に準拠しているという回答を得ているところでございます。</p> <p>以上のことを考えますと、本案件の事象が設計金額が要因であると考えるのは難しく、発注時期が一時期に集中したことがございますので、発注時期について検討をさせていただきます、同様な事態が起こらないようにと考えております。</p> <p>簡単ではございますが、以上でございます。</p> <p>今の報告について、何かご質問はございますか。</p> <p>1件目のほうで、技術者の要件を軽減したということですがけれども、品質確保についてはどのようになっているか教えていただけますでしょうか。</p> <p>品質を確保するに当たりまして、下水道のコンサルタントの部門登録を国土交通省に登録をされている業者、また、実績を保有している業者ということで、会社としてきちんと仕事をする能力、また、過去にその業務を行った実績は求めています。</p> <p>そのような形の中で、会社としてのノウハウ、技術の継承等は当然考えられるところでございますので、会社としてその業務がしっかり履行できる部分につきましては、条件を残していますので、最低限の技術力の確保はできるのではないかと考えております。</p> <p>ほかに何かご質問はございますか。</p> <p>なければ、次の議題6、抽出事案の審議を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
--	--

(7) 抽出事案審議

発言者	発言内容
契約課長	(審議案件1について資料を基に説明)
本多委員長	ただいまの説明について何か質問はございますか。

西山委員	<p>これは低入札価格調査案件ということだと思っておりますけれども、先ほどの別紙にありました低入札調査制度実施状況のところを拝見いたしますと、調査を実施した結果、発注者が示した設計図書等に計上した設計数量や施工状況に満足していなかったためという記述がございますが、入札があった時点の書類チェックなどでわからなかったものかどうか、わかったものではないのかという疑問があるんですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
契約課長	<p>入札書が提出された段階におきましては、入札金額が税抜きの金額、1億2,048万1,000円でした。低入札調査基準価格の金額の税抜きの金額が14ページの下から3行目に記載されておりますが、1億2,050万4,369円ということで、低入札の基準価格を若干下回ったような状況でございます。この段階でございまして、当該事業者が積算の中で見落とし、市の数量の指定等をクリアしていたかどうかというのがわからないところです。</p>
本多委員長	<p>ほかに何か質問はございますか。</p>
村山委員	<p>事業期間についてですが、13ページでは令和元年9月30日まで、14ページでは平成31年3月15日までとなっておりますが、公告はどちらでされていますか。</p>
契約課長	<p>予算繰り越しをさせていただいておりますが、当初におきましては、3月15日を工期末とさせていただいております。</p>
村山委員	<p>すみません、受ける側の人というのは、3月15日までだと思っておりますが、入札とか、受け入れとか、手は挙げているのかなと思っておりますけれども、実際は9月30日までですというのは、その辺は受け手さん側の立場からしてどうなのかなと感じたのですが、公告自体は3月15日、オープンになっているのはそこまでということなんですか。</p>
契約課長	<p>公告時点では、昨年10月19日に公告をさせていただいております。実際の工事の期間の開始が12月27日ということですが、低入札の調査等を行った関係で、当初よりも工期のスタートがおくれているところもございます。</p>
村山委員	<p>その辺は受け手さんのほうも、それで了解しているということですか。</p>
契約課長	<p>はい。</p>

下水道整備課	<p>工事に実際かかりまして、いろいろな障害物があったり、予期せぬ埋設物があったり、そういったいろいろな条件がありまして、実際に9月30日までの工期になってしまったという経緯もございます。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問はありますか。</p> <p>なければ、この案件は問題なしということで、次の2件目に移ります。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
契約課長	<p>(審議案件3について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>ただいまの説明につきまして、何か質問はございますか。</p> <p>私のほうから1点、まず質問させていただきたいんですけども、こちら資料の結果調書のほうの記載で、上国興業が無効になった理由が内訳書に会社商号、または名称の記載がないためということなんですけれども、これだけ見てしまうと、余りにも単純なミスなのかなという感じがしてしまうのと同時に、もしこれで非常に能力も高く、金額も魅力的なものだった場合は、これだけのミスで無効にするというのはいかがなものかという気がするんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
契約課長	<p>内訳書につきましては、入札金額の内訳ということで提出を求めています。その際に、内訳書の提出につきましては、市のほうで業者さんにあらかじめ要綱等を提示してございます。実際の内訳書では、工事名称の間違い、例えば下水道の工事ですと、同時期に古ヶ崎前田汚水幹線工事の(30-1)工区でございしますが、2工区というのも発注してございます。似たような件名の案件が同時に発注される場合も多い。そういうことから、どれがどの入札に該当するものなのかというところをきちんといたしませんと、正当な内訳書かどうかわからないという形になります。そういう心配があるので、あらかじめ入札の条件として業者さんに提示しております。</p> <p>その際に、工事の名称、誰がその内訳書を出したのものなのかわかるようにきちんと記載することというのが条件として付してまして、今回につきましては、その条件に抵触したため、無効としているものです。</p>
本多委員長	<p>ただいまの説明を伺って、私のほうで少し勘違いしていたなとい</p>

<p>契約課長</p>	<p>うことに気がついたんですけれども、すみません。もうちょっと単純な記載のミスなのかなと、最初私のほうで勘違いしてしまいました、そうではなくて、書くべき重要な内容が記載されていなかったということですか。</p> <p>そうですね。同じような案件がたくさん出ます。特に下水道の工事なんかですと、同じ公告日に3件も4件も出るときがございまして、その際に、工事名称の違いというのが30-1だったり、30-2だったり、そこしか変わらない部分が多いんです。そこがちゃんとわからないと、またその内訳書を出したのがどの会社さんかわからないと、きちんと入札書にひもづけられないということになりますので。そういう中で、無効とさせていただいたものです。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>そのほかにこの案件について何かご質問はございますか。</p> <p>なければ、この案件については問題なしということで、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p>	<p>(審議案件4について資料を基に説明)</p> <p>この案件について何かご質問はございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>なければ、この案件については、特に疑問点がないということで、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p>	<p>(審議案件5について資料を基に説明)</p> <p>ただいまの案件について、何かご質問はございますか。</p>
<p>村山委員</p>	<p>JFEエンジニアリング株式会社さんがこういうふうなことで始まって、稼働している限りはずっとこういった形で契約されていくのかなと思うんですけれども、実際稼働年数はどれくらいを想定されているんですか。今後も含めて。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>クリーンセンター自体は、今建設から39年です。このクリーンセンターは、今年度をもって稼働停止となります。</p>
<p>村山委員</p>	<p>それと、もう1点、定期整備ということで、12月21日からとなっていますが、通常稼働している間も不具合とかが生じることもあると考えると、通年的にこの期間と限ることなくやったほうが良いと</p>

<p>契約課長 村山委員</p>	<p>と思いますが、その点はいかがでしょうか。</p> <p>保守管理的な意味ですか。</p> <p>そうですね。そこも含めて。定期整備の随契理由が、施設についてよく把握しているということであれば、通常の不具合対策もそこなのかなと思ったものですから、質問させていただきました。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>基本この整備工事の工期に関しては、ごみ搬入量が少ない1月から3月を工期の設定としております。また、当クリーンセンターは2炉ございまして、常時2炉運転しているわけではなくて、各炉ごとに運転していることがございますので、炉の停止期間がそれぞれございます。その炉の停止期間の際に、市の職員が焼却炉の内部に入りまして、劣化状況などを実際確認しております。仮に内部に入って劣化があった場合は、緊急修繕なり、緊急的に対応することにしております。</p>
<p>村山委員</p>	<p>その対応というのは、職員さんが直営的な形でやられるんですか。</p>
<p>クリーンセンター 本多委員長</p>	<p>それはまたJFEさんに緊急修繕ということで発注いたします。</p> <p>では、私から1点質問させていただきます。</p> <p>このような施設ですと、設計・施工した会社その後もずっとこうやって整備工事を行うことになると、最初の時点でどれくらいの期間、こういった最初の設計・施工だけではなくて、定期整備工事もこの会社に発注することになる可能性があるということがわかっていることになると思うんですけれども、そうしたら、どれくらいの期間でどれくらいの金額を結局この会社に発注する可能性があるというようなことも、設計・施工の段階で検討の対象になっているんでしょうか。</p>
<p>契約課長 本多委員長</p>	<p>当市の契約時点のときということですか。</p> <p>はい。私が疑問に思ってしまうのは、金額が結構大きくて、それで、ずっと随意契約になってしまって、競争の原理が働きにくいというところで、なるべく公正さを保つ工夫というのが当初の時点と、それにまづなされているのかどうかということと、もう1個は、何とか競争の原理を働かせられるような工夫をできないものかなという視点からの質問なんですけれども。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>このクリーンセンター建設当時については、恐らくイニシャルコ</p>

	<p>ストというか、最初の建設費の競争で決められたかと思うんですけども。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それだけでやはり検討しているんですか。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>正確にはちょっとわからないんですけども、恐らくその当時はそういった建設工事の入札のみだったと思いますので、41年前です。ただ、今後については当然イニシャルとランニングを含めた、いろいろな発注方法が入ると思うんですけども、PFIだとか、民間の力を借りたいとか、そういった総合的な基準で判断はしていくんではないかと思います。ただ、この施設については、当市ではそういった工事金額での競争しか手段は恐らくその当時なかったと思いますので。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>あと、先ほど2炉あるということだったんですけども、もう一つのほうは、別の会社が設計・施工と定期整備工事を行っているんですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>この施設の中に燃やす炉が2つありまして、この施設自体この会社がやっておりますので、2つとも。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>1号、2号というの焼却炉があるんですけども、最終的に共通設備もありますので、一体としています。1号、2号と2基ありますけれども、途中から共通設備として同じように処理しているところもあります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>あと、そういった技術的なことに詳しくないので、申しわけないんですけども、このような施設の場合には、設計・施工した会社が定期整備工事を行うしかないようなものなんでしょうか、事実上。</p> <p>例えば、ほかの松戸市以外の例とかも含めてお答えいただきたいんですけども。</p>
<p>クリーンセンター</p>	<p>他の市さんについてはちょっと存じ上げないんですけども、当市ではもう一つ、和名ヶ谷クリーンセンターというクリーンセンターがありますけれども、そちらも設計・施工した建設に携わった業者が引き続き定期整備のほうを行っている状況であります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>仮に競争入札なりの方法で行った場合には、例えばもう責任が持てないから、ほかの会社はそもそも入札しないであろうとか、それくらいほかの会社を頼むのは難しいというようなものなんでしょうか。</p>

<p>契約課長</p>	<p>この施設ということではなく、全体的な話というところになりますが、こういうものと、その会社が設計に係る権利みたいなものを保有しているというところがございます。各社それがそれぞれ独自のものを持っておりまして、この会社が保有している知的財産権というのがありますので、そういう部分では競争入札にかけるといのは難しいということが実際にあります。</p> <p>なおかつ部品についても、一般的な共通に係る部品というのもあるかとは思いますが、主要な部材、更新しなければいけない主要な部材については、この会社のほうで供給がなされますので、そういう面ではほかの会社さんのものだと入らなかったり、また、システム全体として運用するところもございますので、不具合が生じたときの瑕疵担保の問題、どこが原因でこの施設全体が動かなくなってしまうのかというときに、瑕疵担保の部分の責任の取り方の問題というところも出てまいります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何かご質問はございますか。</p> <p>なければ、この案件については問題ないということで、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>では、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件6について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ただいまの案件について何かご質問はございますか。</p>
<p>西山委員</p>	<p>質問事項、2つございまして、まず1点目なんですけど、対象事業者数が10者に対して申請が2者ということで、若干少ない印象を受けるんですけども、資格要件などについてはどうだったのかなということをお伺いしたいと思います。</p>
<p>建設総務課</p>	<p>資格要件につきましては、県内に本支店を有することとか、地域要件がありまして、プライバシーマークやらというものをどうしても必要だということで入れております。測量等の業務でございますので、専ら委託ということになるんですけども、単純な測量以外にGISの資格を必要とせざるを得ないシステム関係の業務背景、10者なんですけど、実際に入札をかけたところ、2者が応募されたという状況です。</p>
<p>西山委員</p>	<p>もう1点は、この発注業務は、過去からあった業務なのか、それ</p>

<p>建設総務課 本多委員長 西山委員</p>	<p>とも今年度単発であったのか。 過去からございます。 ほかに何かご質問はございますか。 過去からの業務ということなんですけれども、今後の資料のお願いなんですけど、こういった過去から継続業務の場合、過去5年間の参加者数ですとか、落札金額など、同じような資料を過去5年分くらい見させていただきたいなと思いますので、こういった案件が対象になった場合はご準備いただければなと思います。</p>
<p>契約課長</p>	<p>過去からずっと継続しているものということですが、2、3年の場合もありますし、5年、10年やっている事業もあるかもしれないですが、どこら辺で区切ればいいですか。前年度も同じ案件を出していれば、出すという考えでよろしいでしょうか。</p>
<p>西山委員</p>	<p>もし10年とか同じようなものがあれば、最低5年くらいは見させていただければと思います。</p>
<p>契約課長 本多委員長</p>	<p>はい、わかりました。 では、一応最長5年ということで、それより短い場合はやむを得ないので、その期間ということでよろしいですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>そのいただく資料というのは、抽出事案説明書記載のこれが5枚分くらい書いてあるんですか。 記載する項目についてですが、絞らせていただくとすれば、1枚の表組みのような形にして、1枚で提出することもできます。例えば件名は変わらないので、2番の資格要件のところの対象業者数、資格審査申請者数、入札参加者数、これに絞ってよろしければ、ずっと表組みのような形で、令和元年、2年、3年とか、平成30年、29年、28年というふうに並べて出すことはできます。調書をこういうふうにはずっと何枚も出すことも可能ですし、ある程度項目を絞って良ければ、1枚の表組みの中で出すことも可能になります。</p>
<p>本多委員長 西山委員</p>	<p>この点について、何か西山委員、ご意見はございますか。 なるべく資料作成に負担がない形にはしたいと思うんですが、どうでしょう。</p>
<p>契約課長</p>	<p>1枚でまとめれば、時系列で、5年前がどうだったと、5枚めくらずに、5列目くらいでみればここに出てきますので、例えば2</p>

<p>本多委員長</p>	<p>番の項目を5年間とか、各年度並べるとかということであれば、そういう形でも出せますので。</p> <p>すみません、ちょっと私からなんですけれども、私としましては、2のほかに4の金額と5の契約の相手方は知りたいなとは思っていますけれども。</p>
<p>西山委員</p>	<p>落札業者名、契約金額の税抜き、予定価格の税抜き、参加者数、落札率は最低入れていただけると。</p>
<p>契約課長</p>	<p>次回までに事務局のほうで、原案を作り、各委員のほうにメール等で一度お示しさせていただきたいと思います。その中でまたご意見をいただいて、提出するというような形でもよろしいでしょうか。</p>
<p>本多委員長 契約課長</p>	<p>それで結構です。わかりました。</p> <p>補助資料としての位置づけでよろしいでしょうか。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>はい。</p> <p>本件につきまして、ほかに何かご質問等ございますか。</p> <p>なければ、今後そういった対応をしていただくということでもよろしくをお願いします。</p> <p>では、次の案件に移ります。</p> <p>ご説明をお願いします。</p>
<p>契約課長 本多委員長</p>	<p>(審議案件7について資料を基に説明)</p> <p>本件について何かご質問等ございますか。</p>
<p>村山委員</p>	<p>こういった工事施工に伴い、家屋への被害が生じるかもしれないということで、家屋の事後調査委託を実施し、結果を受けて今回の業務委託が出されていると思いますが、もともとの家屋の事後調査委託のときに、セットでこの部分も含めて発注というのは考えられなかったのでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>事後調査の結果によっては、損傷がないということもありますので、あくまでも損傷があったものに対してこの補償の算定及び交渉の委託業務を発注するといったこととさせていただきます。</p>
<p>村山委員</p>	<p>随契理由は資料記載のとおりかと思いますが、建設工事等の種別について確認させてください。</p> <p>本件については補償交渉の業務委託ということなので補償関連でしょうが、元々の建物調査については、補償関連ではなく事業損失関</p>

<p>下水道整備課</p>	<p>連かと思ったのですが、いかがでしょうか。</p> <p>一応、国の定めている、あるいは県にしているんですけども、用地調査等業務費積算基準という国の建設工事に絡む補償関連がありまして、それに基づいて積算発注業務ということでやらせていただいております。あくまでも建設工事に対する部分ですけども。補償コンサルトは部門ですね。</p>
<p>村山委員</p>	<p>同じ意味。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>そうですね。</p>
<p>契約課長</p>	<p>確認をさせていただきます。</p>
<p>村山委員</p>	<p>随契理由にも関連してくるかなと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>では、それについてはちょっと間があいてしまいますけれども、次回になりますか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>次回までにはご報告をさせていただきたいと思います。それ以前にわかれば、またメール等でもご連絡をさせていただければと思います。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>では、ご連絡いただいた上で、一応次回報告もしていただいて。</p>
<p>契約課長</p>	<p>改めて報告のほうをさせていただきます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにこの件について何かご質問等ございますか。</p> <p>では、私から1点お伺いさせていただきます。</p> <p>随意契約ということだと、常に問題になることかと思うんですけども、金額の算定方法というのは客観的な基準に基づいて計算したとか、何か根拠というものはあるんでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>国の定めている基準がありまして、もちろんそれに基づく積算方法等がございまして、それに基づいて補償額の算定をしております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>この入札の予定価格とかをそのように計算しているということですか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>積算もそうですし、おのおの補償額を算定するにおいても基準がございまして、それに基づいて算定をしております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>入札の価格の公正さというのは、そういったところで随意契約であっても担保されているということですか。</p>

<p>下水道整備課 本多委員長</p>	<p>そうです。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかに何かご質問等ございますか。</p> <p>なければ、この件については、先ほどの件をまた報告していただくということで。</p> <p>それから、次の案件に移らせていただきますけれども、次の案件はほぼ似たような案件でして、案件抽出させていただいたのは、今回私だったんですけれども、今回は工事関連業務委託の指名競争入札もなかったということで、審議する案件にちょっと余裕があるかなと思ひまして、あえて似たような案件だったんですけれども、実は随意契約としては工事関連業務委託ではこの2件だけだったんですけれども、両方審議させていただきたいなと思って選ばせていただきました。</p> <p>そうしますと、先ほどの村山委員のご質問は、最後の8件目の案件についても同様になりますか。</p> <p>では、これについても……</p>
<p>契約課長</p>	<p>こちらの案件につきましても、次回ご報告のほうをこの場でさせていただきますと思います。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>では、改めてこの案件について、まずご説明をお願いします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件8について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>この案件について何かご質問等ございますか。</p> <p>なければ、この案件については、先ほどの点だけ。</p>
<p>契約課長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明をお願いします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件2について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>今回案件を抽出したのは私なんですけれども、この案件は新聞で問題になった案件でしたでしょうか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>はい。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それについてもあわせて経緯を簡単にご説明を。</p>
<p>契約課長</p>	<p>本案件につきましては、契約締結前に談合情報をもたらされたので、その旨ご報告をさせていただきたいと思ひます。平成31年2月5日火曜日、朝日新聞に本案件につきまして、談合情報があったということで、記事が掲載されています。</p>

新聞の記事を簡単に読まさせていただきますと、『松戸市工事入札談合情報で延期という記事でした。内容は、松戸市が発注する上矢切排水整備工事の入札で、談合の疑いがあるとの情報が朝日新聞千葉総局に寄せられ、市は、4日に予定していた入札を延期した。市によると、市内に本店を持つ業者を対象にした制限付き一般競争入札で、1月11日から18日に参加業者を募集した。4,590万円の予定価格は事前に公表され、電子入札システムで行われる予定だった。寄せられた情報は、入札に参加するのは7者で、特定の2者のうち、どちらかが予定価格の2万円以内で落札するという内容であった。市は、公正入札調査委員会を開き、談合を含めて調査する必要があると判断したという。』

こういう記事が掲載をされております。

談合情報が新聞に掲載されたわけですが、市といたしまして、談合の情報を受けまして、副市長を委員長とする公正入札調査委員会を開催しております。その委員会におきまして、開札日を延期するということを決定いたしまして、入札参加業者へ通知をいたしました。また、入札参加業者全社から事情聴取を行うこととしました。

談合情報につきましては、市で入札参加業者全員から事情聴取を行い、2月5日に事情聴取の結果を受け、公正入札委員会を開催し開札をすることを決定したものです。

2月6日に開札をしたところ、談合情報にあった内容と違う入札結果になりました。そのことから、談合等は行われたものではないというふうには判断しております。

なお、関係機関にもその旨連絡をいたしまして、2月12日に落札の決定をさせていただいたものです。

以上でございます。

この件について何かご質問等ございますか。

公告したときが3月29日までということで、40日間くらいでこの工事をやってくださいということだと思っただけですけども、あくまでも世に出るときというのはそういうふうなことなんですかね。4,900万円くらいの工事を平成31年3月29日までにやってくださいということを出されているわけですね。期間が短いのかなと。

30者というのが対象事業者でいるんですけども、7者しか手が

本多委員長
村山委員

	<p>挙がってこないというのは、40日余りでとてもうちだと受けられないかなとか、そういうふうな判断が入っているのかどうか、わからないんですけれども、結果として、8月30日まで、いろいろな要因があったということでありましてけれども、年度末までの工期というのはそもそも適正な工期だったかということ、まずそういったところ。</p>
河川清流課	<p>実は、もともとは年内に契約をする予定で発注を進めておりました。入札も行ったんですけれども、1者しか募集がなかったみたいで、入札が流れて再度出し直しているという経緯がございました。それによってこの時期の発注になっております。</p>
村山委員	<p>それで、やっていただく中身というのが同じで、工期は大丈夫なのでしょうか。</p>
河川清流課	<p>中身的には一応できるという判断のもとで発注はいたしました。結果として、工期延期はしているんですけれども、発注当時にはぎりぎり何とかできるだろうという判断のもとで発注しております。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問等ございますか。</p> <p>では、私のほうから、村山委員がおっしゃったように、30者に対して7者というのはちょっと少ないのかなという気もするんですけれども、7者という数自体は少なくはない、競争が働くような数かとは思いますが、ちなみに、別の件での西山委員の疑問点と同じようなことで、この工事というのはこれ1回だけなんですか、それとも何回かあるようなものなんですか。</p>
河川清流課 契約課長	<p>この工事も継続してやっております。</p> <p>排水路ですので、距離がありますので、同じ場所をやっているわけではなく、その排水路を順繰りに工事をしているという意味では継続しています。</p>
河川清流課	<p>下流から順番にはやっておりますので、毎年百何メートルかずつ進んでいるという形です。</p>
本多委員長	<p>そうすると、同時期にもこの件だけじゃなくて、例えば今回審議の対象になっている10月1日から3月31日でもう結構な件数が行われているということですか。</p>
契約課長	<p>この排水路だけじゃなくて、ほかの工事も同じ時期に発注しております。ですので、一番最初に入札の運用状況のところでもご説明</p>

	<p>させていただきましたが、建設工事はこの半年間に138件発注しておりますので、先ほどの下水道整備関連の工事だとか、道路関係の工事だとか、工事はある程度の件数は発注はさせていただいております。</p> <p>発注が結構ありますので、先ほどの7者というところなのですが、各社さん、ちょっと推測の部分も入ってしまうかもしれませんが、自分のところで持っている技術者さんの数を見ながらどの工事を申し込みに行くかというのは、それぞれ各社の考えがあつてということになろうかと思っておりますので、工事によっては10者とか超える場合もございますし、3、4者という場合も出てこようかというふうには思います。工事の内容を見て、その会社が得意とする工事だったりとか、この工事をやりたい、やってみたいというふうに思っているとか、そういういろいろな考えの中での申し込みの数になっているのかなというふうに感じました。</p>
本多委員長	ほかに何かご質問等ございますか。
西山委員	この案件、継続案件というお話であったんですけども、今回の案件が当初では1者しか手が挙がらなかったとお伺いしているんですが、過去こういった事態になったことはあるんですか。
河川清流課	この工事はないですね。
西山委員	初めてと。
河川清流課	はい。
西山委員	何か今回のようなケースになった、例えば工事がなかなか難しい場所に当たってしまったとか、こういった事案が発生した要因というのは何か分析なさっているんですか。
河川清流課	中身的にはもうずっと同じような水路を改修していくことで、特段その路線の中で難しい部分というのはございません、今までと同じような形でやってきていますので、1者しか手が挙がらなかったというところについては、おのおのの業者さんのほうのいろいろなそういう工事の手持ちの状況だとか、もろもろの関係だったのかなというところしか分析はできていないんですけども。
本多委員長	ほかに何かご質問等ございますか。
	では、この案件についてはこれで審議を終わります。
河川清流課	ありがとうございました。

本多委員長	では、これで審議のほうは終了しました。
契約課長	次回の委員会の日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、委員会終了後、事務局の担当のほうから日程のにつきまして、お話を伺わせさせていただきたいと考えております。
本多委員長	では、本日はこれで終了させていただきたいと思います。